

地場産業人材育成・技能伝承支援事業  
補助金交付要綱

令和 8 年 4 月  
新 潟 県

## 目 次

第1条 (趣旨)	1
第2条 (交付基準)	1
第3条 (交付の条件)	1
第4条 (交付申請書)	2
第5条 (交付決定における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の取扱い)	2
第6条 (交付の決定)	3
第7条 (変更の承認申請)	3
第8条 (事業の中止又は廃止の承認申請)	3
第9条 (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)	3
第10条 (申請の取下げ)	3
第11条 (状況報告)	3
第12条 (実績報告書)	3
第13条 (補助金の概算払)	4
第14条 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定 に伴う補助金の返還)	4
第15条 (取得財産の処分の制限)	4
第16条 (その他)	4
別記 交付基準	5
別記様式	
第1号様式	7
第2号様式	12
第3号様式	13
第4号様式	14
第5号様式	15
第6号様式	16
第7号様式	18
第8号様式	22
第9号様式	23
第10号様式	24
第11号様式	25

## 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により研鑽機会が減少する地場産地の状況を踏まえ、地場産業の円滑な事業継承及び持続的発展を図るため、商工団体等の提案による人材育成や技術・技能伝承に資する効果的な取組（以下「補助事業」という。）等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

なお、本事業における「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、これらの中小企業群が概ね県内で生産、加工する鉱工業品に係るものとする。

(交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。

ただし、別記に定める補助対象者となる事業者及び事業計画に参加する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第15条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (11) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書を、知事に提出すること。

また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについて

は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、補助金交付の可否及び補助金の額を決定のうえ、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第7条 事業者は、第3条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出すること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 事業者は、第3条第4号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出すること。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第3条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第6号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 この補助金により取得し、又は効用の増加した財産があるときは、別記第8

号様式による取得財産等管理台帳を実績報告書に添付しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払で交付するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第9号様式を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第15条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第11号様式を知事に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別記 交付基準

### 【補助対象者】

新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体、事業協同組合等、伝統的工芸品産地組合又は地場産地の中小企業者で構成する3者以上の企業グループ

※産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）のうち、経済活動の活性化を活動分野とする法人とする。

※事業協同組合等とは、「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合とする。

※伝統的工芸品産地組合とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣により指定された伝統的工芸品の産地組合とする。

※地場産地の中小企業者とは、新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う中小企業者とする。また、中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定するものをいう。

### 【補助対象事業】

補助対象者が行う地場産業の円滑な事業継承や持続的発展に向けた、従事者の技術向上や技術習得などの人材育成、地場産地の技術・技能継承につながる効果的な取組（※）

※一般を対象とした体験講座や一般的なビジネススキルの向上を図る取組は対象外

※地場産業とは本要綱第1条に定めるものをいい、かつ総務省が定める日本標準産業分類に規定する製造業（大分類地E）に該当するものをいう。

#### （取組の例示）

- ・従事者に対する技術・技能研修会の開催
- ・従事者を先進企業等へ派遣して行う技術力習得のための研修
- ・技能伝承のために製造工程の映像を外注で作成する取組
- ・外部の専門家を招いて行う技術力向上研修

（注）本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。

**【補助対象経費】**

補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- (2) 事業実施期間内に支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費であること。

経費区分	内 容
謝 金	講師、専門家などの謝金
旅 費	講師、専門家などの費用弁償旅費、派遣研修旅費
会場借上料	研修、講習会などの会場賃借料
会場整備費	上記に係る会場設営費及び関連委託料
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	テキスト、資料等の作成費
研修教材等諸費	研修、講習会に要する教材、原材料、資料などの購入費、受講料
設備、備品借上料	機械設備、機材道具類の借上料
委 託 費	製造工程のマニュアル、映像の作成などの外注・委託費
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

**(補助対象外経費)**

- ・ 本事業の目的に合致しない経費
- ・ 未使用原材料費
- ・ 成果物が補助対象者に帰属しない外注・委託費
- ・ 金融機関振込手数料
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 等

**【補助率】**

1/2以内

**【1件当たり補助限度額】**

1,000千円

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 円  
(2) 補助金交付申請額 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

2 補助事業の内容及び補助対象経費の区分

別紙1 地場産業人材育成・技能伝承支援事業実施計画書のとおり

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

4 その他

要綱第2条には該当いたしません。

要綱第3条第1号には抵触いたしません。

[注意事項]

- ・暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。（要綱第2条）
- ・本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象とはなりません。（要綱第3条第1号）

## 年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業実施計画書

## 1 事業計画

申請者 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)	○○○○○○○○ 代表者 所在地：○○市○○○ 担当者氏名：○○課 ○ ○ ○ ○ TEL:025-000-0000、FAX:025-000-0000、Eメール：
事業名	
鉦工業製品名 及び産地名	[地場産業に係る鉦工業製品名及び産地を記載する。必要に応じて追加の説明資料を求める場合があります。] 例) 鉦工業製品名：金属製品製造業 産地名：燕  ◆鉦工業製品名： 産地名：
事業の背景及び 事業の目的	(産地の状況、課題及び背景等を踏まえて、本事業で達成したいことを目的として記載ください。)  ◆背景  ◆目的
事業の概要	[事業の概要 (いつ、何を、どこで、どのように、どうするか) 、スケジュール、スキーム図等を記載する。研修や製造工程の映像化などについては、研修内容・対象者 (人数) 、映像化する工程の内容などを具体的に記載し事業内容がわかるように記載する。]
事業実施期間	----- 年 月 日 ～ 年 月 日

<p>事業実施により期待される効果</p>	<p>[本事業によって、どのような（どのくらいの）効果が期待されるかを記載する。事業を行う者や産地全体に見込まれる効果等を記載する。本事業の取組後の中長期的な計画も踏まえた内容とする。]</p>																									
<p>効果測定のために設定する目標値 ※実施事業の内容及び期待される効果に応じた定量的・定性的指標を適宜設定してください。</p>	<table border="1" data-bbox="459 663 1407 936"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現 状</th> <th>事業完了時</th> <th>1年後目標</th> <th>2年後目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例：研修の受講人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆目標値の設定根拠等</p>	指 標	現 状	事業完了時	1年後目標	2年後目標	例：研修の受講人数																			
指 標	現 状	事業完了時	1年後目標	2年後目標																						
例：研修の受講人数																										
<p>国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む）への補助金申請状況 (要綱第3条第1号関係)</p>	<p>本事業計画提出時に、同一内容の事業について、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む。）に対し補助金申請している場合は、補助金名等を記入すること。</p> <p>①国 ②新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む。）</p> <table border="1" data-bbox="507 1339 1350 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金名</th> <th>補助事業の概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>該当がない場合は、各欄に斜線を記入すること。 備考欄には、採択予定年月と、補助金申請の優先順位を記入すること。</p>		補助金名	補助事業の概要	備考	①				②																
	補助金名	補助事業の概要	備考																							
①																										
②																										

※必要に応じ、別紙で説明してください。

(注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと。

2 必要に応じて参考となる書類・資料（研修カリキュラム、外注仕様書等）を別紙で添付すること。

## 2 事業費

(1) 補助金申請額等

(単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	補助金申請額(C)	事業者負担等(D) =(A-C)

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B)	積算明細	補助金交付申請額(C) =(B)×1/2 以内	備 考
謝 金				
旅 費				
会場借上料				
会場整備費				
通信運搬費				
印刷製本費				
研修教材等諸費				
設備、備品借上料				
委 託 費				
そ の 他				
合 計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付してください。

### 3 参加事業者及び実施体制

No	事業者名	本社所在地 (市町村)	業種	従業員数 (人)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注 必要に応じて、行を増やしてください。

事業実施体制	<p>(別紙可)</p> <p>[記載例]</p> <pre> graph TD     S[事務局] --- A[〇〇組合]     A -.- B[商工会議所等 (協力)]     A --- C[A社]     A --- D[B社]     A --- E[C社]     A --- F[D社]     </pre>
--------	---

注 必要に応じて申請団体を構成する事業者等の一覧（会員名簿等）や申請団体の規約等、追加資料を求める場合があります。

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた標記補助金について下記のとおり変更交付を受けたいので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助対象経費及び補助金交付申請額

(変更前)

(1) 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 交付決定通知額 \_\_\_\_\_ 円

(変更申請額)

\_\_\_\_\_ 円  
\_\_\_\_\_ 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

※ 別記第1号様式 別紙1 2 事業費の表を修正して添付すること。また、必要に応じて、同様式 別紙1 3 参加事業者及び実施体制を修正して添付すること。

別記第3号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金 内 容  
経費区分 の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を  
下記のとおり変更したいので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第  
7条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 変更の内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 経費の区分

※別記第1号様式 別紙1 2事業費の表を修正して添付すること。

別記第4号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を  
下記のとおり中止（廃止）したいので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交  
付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金に係る  
補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業  
について、下記のとおり事故があったので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助  
金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定通知額 円

3 遂行状況

(1) 事業内容

(2) 開始期間 年 月 日～ 年 月 日

(3) 補助事業経費の見込み 円

(4) 補助金額の見込み 円

(5) 事業効果の見込み

事業効果	申請時	目標値	年度末見込
例) 研修の受講人数			

※上記、定量・定性的な分析のほか個々の参加企業における特筆すべき事項等を記載

※事業効果には、申請書に添付の事業計画書で設定した目標を記載のこと。  
 また、必要に応じて行を追加してください。  
 年度末見込は、その根拠を提出すること。  
 その他、具体的な遂行状況の説明が必要な場合は、任意様式により提出すること。

#### 4 補助事業に伴う事業費執行の見込み

(1) 補助金交付決定通知時

(単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	補助金交付決定(C)	事業者負担等(D) = (A - C)

(2) 補助対象経費の見込み

(単位：円)

経費区分	交付決定通知時 補助対象経費額(B)	実績報告時見込み 補助対象経費額(E)	備 考
謝 金			
旅 費			
会場借上料			
会場整備費			
通信運搬費			
印刷製本費			
研修教材等諸費			
設備、備品借上料			
委 託 費			
そ の 他			
合 計			

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金額 金 円  
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
- 2 事業実績  
別紙2 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金実績報告書のとおり
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 振込先

金融機関名		口座種別
支店名		1 当座
口座番号		2 普通
フリガナ 口座名義人		

## 年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金実績報告書

### 1 事業実績

申請者 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)	○○○○○○○○ 代表者： 担当：○○課    ○ ○ ○ ○ TEL:025-000-0000、FAX:025-000-0000 E-mail:															
事業名																
事業の概要	(事業の概要、報告書等があれば添付)															
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日															
成果及び目標値 に対する実績 ※成果及び目標は、交 付申請書に添付した 別紙 1 事業計画書に 記載の目標と同じも のとし、その他特筆 すべき定性的な効果 があれば、適宜記載 してください。	(事業の概要、報告書等があれば添付) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">計 画 書 目 標</th> <th style="width: 25%;">事 業 実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 研修の受講人数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">・その他特筆すべき効果</p>		計 画 書 目 標	事 業 実 績	(例) 研修の受講人数											
	計 画 書 目 標	事 業 実 績														
(例) 研修の受講人数																
実施結果の分析 及び課題	(上記の目標と実績に関して、事業概要からの分析結果及び課題等を記載のこと。)															

今後の取組計画	(実施結果の分析、課題等を踏まえて記載すること。)
---------	---------------------------

- (注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと。  
 2 必要に応じて参考となる書類（契約書、請求書、支出伝票、写真、研修資料等の印刷物等）を別紙で添付すること。

## 2 事業費

(1) 補助金申請額等 (単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	控除額(C)	補助金額(D)	事業者負担等(E) = (A - D)

(2) 補助対象経費の明細 (単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B)	積算明細	補助金所要額(D) = (B) × 1/2 以内	備考
謝 金				
旅 費				
会場借上料				
会場整備費				
通信運搬費				
印刷製本費				
研修教材等諸費				
設備、備品借上料				
委 託 費				
そ の 他				
合 計				

- (注) 支払証拠書類、取得財産等管理台帳（別記様式第8号）の写し（該当がある場合のみ）、その他必要な書類（研修のカリキュラム等）を添付すること。

### 3 参加事業者ごとの実績

(例)

No	事業者名	本社所在地 (市町村)	業種	中小 企業	研修受講者数 (人)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注 項目は、実績報告として適切な項目名としても差し支えない。

「中小企業」に該当する場合は、○印を記入すること。

別記第8号様式

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

(注)

- 1 この台帳記載の対象となる取得財産等（所得価格又は効用の増加価格50万円以上）は、減価償却資産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば、一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は区分して記載のこと。

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金概算払請求額	金	円
内訳		
補助金交付決定額	金	円
今回概算払請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

金融機関名		口座種別 1 当座 2 普通
支店名		
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

(注) 今回請求額の算定根拠を示した事業毎の明細書を添付すること。

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金  
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金にかかる  
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金に係る  
補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第15条の規定により承認を申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由